

○下田市週休 2 日制工事実施要領

令和 3 年 4 月 1 日告示第56号—2

改正

令和 6 年 3 月 27 日告示第50号

下田市週休 2 日制工事実施要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、下田市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休 2 日を確保する工事（以下「週休 2 日制工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

**第 2 条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 4 週 8 休以上 現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

**第 3 条** 週休 2 日制工事の対象は、次の各号の条件を全て満たす工事であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 予定価格が 200 万円以上の工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれる工事
- (3) 施工に必要な実日数（実働日数）が、おおむね 1 週間（7 日間）以上であることが見込まれる工事
- (4) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (5) 工事完成日に特に定めのない工事
- (6) 緊急性がない工事

(発注方法)

**第4条** 週休2日制工事の発注は、対象工事の範囲内で選定して行うものとし、入札公告、指名通知書、現場説明書等（電磁的記録を含む。）により週休2日に取り組むことを指定し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

(工期の設定及び変更)

**第5条** 発注者は、週休2日制工事の実現に当たり、適切な工期の設定を行うものとする。

(積算方法等)

**第6条** 静岡県が別に定める週休2日推進工事積算要領及び週休2日推進工事（建築工事）積算要領の例により、費用の計上を行うものとする。

(実施方法)

**第7条** 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を作成し、監督員に提出し、これに基づき施工を行う。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- 2 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- 3 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所の実施状況が分かる工程表、工事記録簿等の書類及び現場閉所実施表を監督員へ提出する。
- 4 監督員は、前項に規定する書類を受けたときは、現場閉所の実施状況を確認する。ただし、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じて費用計上による変更契約を行うものとする。

(成績評定)

**第8条** 現場閉所の達成状況について、工事成績評定における加減点評価は行わないものとする。

(委任)

**第9条** この要領に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。